

# 高齢者が安心して暮らせる社会を目指して みんなで防ごう 高齢者虐待

## 【身体的虐待】

- ベッドに縛り付けるなどの身体拘束をする
- 殴る、蹴る、打撲させる など

## 【経済的虐待】

- 日常生活に必要な金銭を使わせない
- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する など

## 【世話の放棄・放任】

- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にごみや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない など

## 【心理的虐待】

- 侮辱をこめて子供のように扱う
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに無視する など

## 【性的虐待】

- わいせつな行為をしたり、強要したりする など

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりうる身近な問題です。普段の生活の中で気が付いたことやできることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

### ● 介護の負担を軽くしましょう

介護者が介護に疲れていたり、追い詰められたりして虐待に至るケースもあります。訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

### ● 積極的に制度や相談機関を活用しましょう

【成年後見制度】 制度の内容については、P36 をご覧ください。

【相談機関】 地域包括支援センター

保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から高齢者をサポートします。

認知症や経済的な問題、暮らしに関する心配ごとなどの相談ができます。



担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

# 成年後見制度の活用を検討してみませんか？

成年後見制度は、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

身近でこんな事例はありますか？

- ・お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。
- ・必要のない高価なものを、どんどん購入している。
- ・貸金業者からの借金を繰り返すようになった。
- ・将来、自分が認知症になったとき、誰が支えてくれるか不安。

## ●後見の種類

法定後見	任意後見
本人の判断能力が失われてから家庭裁判所が後見人を選任します。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。	本人の判断能力が失われる前から、本人自身が後見人となる方や代理行為の内容を契約で決めます。本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立を行い、成年後見監督人が選任されると契約の効力が生じます。

## ●成年後見制度を利用するための手続き（法定後見）

1 申立	家庭裁判所に書類等を提出します。 申立できる人は、本人、配偶者、四親等内の親族が行えます。そのほかに市町村長が申立をする場合もあります。
2 調査等	裁判所が事情を尋ねたり、本人の判断能力について鑑定することがあります。鑑定には、別途費用がかかります。
3 審判	裁判所が後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。成年後見人等に選任される人は、本人の親族、法律や福祉の専門家等、裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
4 報告	裁判所が、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などの報告を後見人等に求めます

※鑑定費用のほかにも、申立て手数料や登記手数料などの費用が発生します。

### <参考>

厚生労働省「成年後見利用促進ポータルサイト」には、制度の説明から手続きや費用に関する情報等が掲載されています。制度の利用を検討されている方は、下記のURLよりサイトをご覧ください。

成年後見利用促進ポータルサイトURL（ <https://guardianship.mhlw.go.jp> ）

担当：保健福祉課高齢者支援係

# 庄内町地域包括支援センター

～いつまでも自分らしく

住み慣れた地域で暮らすために～



庄内町役場 B 棟 3 階

「福祉総合相談センター」内

TEL : 45-1030

住所 : 庄内町余目字町 132-1

※担当地区※

余目地域の第 1 ～ 3 学区

庄内町狩川まちづくりセンター  
(立川複合拠点施設) 2 階

「立川サブセンター」

TEL : 51-2505

住所 : 庄内町狩川字大釜 22

※担当地区※

余目地域の第 4 学区・立川地域

【受付時間】 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日と年末年始を除く）

- 受付時間外の電話は職員に転送されます。
- 相談のため来訪される際は、不在の場合もありますので事前にご一報ください。



★ 地域包括支援センターでは、

地域で暮らす皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援します。

配置されているスタッフ

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師

## 総合相談

● 高齢者やご家族などから、健康づくり、医療、介護など、生活全般に関する各種相談をお受けして、適切なサービスが利用できるよう支援します。

## 権利を守る活動

- 認知症など困難な状況の高齢者の方が、地域で安心して生活を送れるように支援します。
- 虐待行為や消費者被害の相談をお受けし、早期発見・支援します。

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることができるよう、

- 医療機関、介護サービス事業所など、様々な関係機関とのネットワークづくりにも取り組んでいます。
- ケアマネジャー（介護支援専門員）の後方支援を行います。

## 介護予防のサポート

● 介護予防の情報提供などを行い、高齢者のみなさんが自立して生活できるよう、「介護予防」に取り組んでいただくお手伝いをします。

● 事業対象者、要支援認定を受けた方の介護予防サービス計画の作成を行い、元気になるための生活支援を行います。

# 生活支援コーディネーター

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために…  
地域の皆さんが主役となって活動する「介護予防・健康づくり」、  
「住民同士の支え合いづくり」のお手伝いをしています！



## あつめる

### 地域資源・困りごとの把握

地域の活動と一緒に参加させていただきながら、情報収集しています。



## みつける・そだてる

### 担い手の発掘・育成

地域で何か活動したい人を見つけたり、担い手育成のため、講座を開催しています。



## ひろめる

### サービス情報・活動の周知

地域の活動や高齢者の生活に役立つ情報を、おたより・マップなど様々な形でお届けします。



## つなぐ・つくる

### 人や情報をつなぐ

### サービス・社会資源の開発

高齢者の皆さんが必要としているサービスなどについて、地域の方や関係者と一緒に実現を目指します。



地域の活動にお悩みの際はぜひお気軽にご連絡ください♪

庄内町社会福祉協議会

庄内町狩川字大釜 23-1 立川老人福祉センター内

TEL : 56 - 3373

FAX : 56 - 2434



○庄内町役場 保健福祉課（A棟1階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

介護保険係 TEL 42-0150、42-0151

高齢者支援係 TEL 43-0490

福祉係 TEL 42-0146、42-0149

健康推進係 TEL 42-0147、42-0170

○福祉総合相談センター（B棟3階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

庄内町地域包括支援センター TEL 45-1030

庄内町障害者相談支援センター TEL 42-2232

生活困窮者等相談 TEL 43-6236

ひきこもり相談 TEL 080-8208-2280

○庄内町地域包括支援センター

立川サブセンター TEL 51-2505

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22

狩川まちづくりセンター（立川複合拠点施設） 2階

令和7年5月作成